

資料1

令和4年度第2回行財政改革推進本部提案 審議・報告・その他
提出日：令和4年8月2日
担当部・課：総務部行政経営課〔内線4173〕

① 件名
第三セクターの経営状況等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 第三セクターに関する指針により、同指針の対象となる全ての第三セクターから、年1回経営状況に関する書類の提出を求め公開することとしている。 また、第三セクターのうち、同指針により経営健全化に向けた取組を要すると判断された法人については、速やかに抜本的改革を含む経営健全化の検討及び方針を策定する必要がある。</p> <p>【目的】 第三セクターの財務状況等の成果及び課題を明らかにし、事業活動及び経営状況の透明性の向上を図ることを目的とする。 また、同指針4(1)に該当する第三セクターについては、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討し、法人ごとに策定された経営健全化方針に基づいて取り組むことにより、経営の健全化を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 第三セクターに関する指針 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕又は〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成25年 4月：第三セクターに関する指針策定 平成26年 1月：専門委員による評価・検討（対象3法人） 平成26年 3月：専門委員から市長に「第三セクター等の評価・検討に関する報告書」提出 平成26年 7月：改革に向けた取組方針及び実施計画（H26～H28）の策定（対象3法人） 平成29年 1月：実施計画（H29～R1）の策定（対象3法人） ※平成27年～（年1回）：取組状況調査票の提出（対象3法人） 平成30年11月：第三セクターに関する指針一部改正 平成31年 3月：改革に向けた取組方針及び実施計画（R1）の策定（対象1法人）</p>
⑤ 主な内容
<ul style="list-style-type: none">財務諸表の経年比較やキャッシュ・フローの把握による経営状況の確認、P D C Aサイクルによる法人の自律的問題解決に対する取組状況の確認を行う。「第三セクターに関する指針」に定められている「抜本的改革を含む経営健全化に向けた取組」に該当するかどうかを判断する。該当する場合は、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討し、法人ごとに経営健全化方針を策定する。経営健全化方針を策定した第三セクターについては、方針に基づく実施内容及び得られた成果、今後の取組予定を確認する。令和3年度決算では、同指針（H30.11改正後）の基準に該当する第三セクターはなかった。

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>各法人の経営状況等を確認する事により、第三セクターについての改革、適正な評価を実施することができる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和4年 8月：本会議資料の市HPへの掲載及び情報公開コーナーへの配架</p>
<p>⑨ その他</p>

第三セクターに関する指針について

1 目的

市が出資又は出捐（しゅつえん）する第三セクターに関する「情報公開」、「抜本的改革を含む経営健全化に向けた取組」及び「公的支援の考え方」を示す。

2 対象法人

要 件	法 人
(1) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の <u>25パーセント以上</u> を出資している法人	①公益財団法人石巻地域高等教育事業団 ②株式会社かほく・上品の郷 ③一般社団法人おしかパブリックサービス ④公益財団法人慶長遣欧使節船協会 ⑤一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター ⑥株式会社街づくりまんぼう ⑦公益財団法人石巻市芸術文化振興財団
(2) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の <u>25パーセント未満</u> を出資している法人で、その <u>経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人</u>	⑧石巻産業創造株式会社
(3) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の <u>25パーセント未満</u> を出資している法人で、 <u>市が貸付、損失補償等の金融支援を行う法人</u>	⑨網地島ライン株式会社